

新農政における農協の役割に関する要請について

5月14日、国の規制改革会議・農業WGは、「農業改革に関する意見」を発表した。

今回出された「意見」は、信用事業の移管、共済事業の代理店化、准組合員への新たな利用制限の導入、全農の株式会社化、中央会制度の廃止など、組織の理念や組合員の意思、経営・事業の実態とはかけ離れた内容であり、JAグループの解体に繋がるものと受け止めざるを得ず、大変遺憾であり断じて受け入れられない。

また、平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場で農業者と県・関係機関・JAグループが一体となって取組みを始めた矢先であるが、耳を疑うような「意見」が発表され、マスコミに大きく報道されたことから、農家組合員は不安を抱き、現場は混乱している。

特に本県では、県・市町村等の行政関係機関とJAグループが連携しながら、地域農業の振興に取り組んでおり、今後ともこの関係を継続していく必要があるものの、今後の政府のとりまとめ如何では、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業をはじめとする農業政策の推進、担い手の育成、福岡県産農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念される。

今後、自民党は6月上旬に党としての意見をとりまとめ、国は、内閣府の所管する規制改革会議との調整のうえ、6月下旬に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定を予定している。

については、政府および与党国會議員等に対し、以下に列記する点にご留意のうえ、現場の意見を政策に反映するよう強く働きかけていただきたい。

記

1. 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、「岩盤」や「既得権益集団」等といふいわれなき批判は、受け入れられず、JAにおける自己改革は、「営農経済革新プラン」によりすすめている。
2. JAは、農家組合員の営農と生活に密着した事業を行うため総合事業を行っているものである。また、JAの地域密着活動に共感する准組合員は、重要なパートナーであり、事業利用を制限することは受け入れられない。
3. 全農は、JAを補完するための機能を有するものであり、その機能発揮のためにには、協同組合でなければならず、必要に応じ、既に一部機能を株式会社化している。
4. 中央会は、JAの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め恒常に、その指導機能の発揮が必要である。
5. 民間委員による政策立案ではなく、国民から選ばれた国会議員による政策立案、議会制民主主義による政治をお願いしたい。

以上